諮問日:令和5年8月10日(令和5年度(最情)諮問第10号)

答申日:令和6年1月24日(令和5年度(最情)答申第13号)

件 名:大阪高等裁判所民事部主任決議集の不開示判断(不存在)に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

大阪高等裁判所民事部主任決議集(以下「本件開示申出文書」という。)の 開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は 取得していないとして不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当 である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和5年4月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

インターネット上を検索した上調査するところ、PDFファイルとして「大阪高裁民事部の主任決議集(令和3年3月15日改訂)」と称する文書が公開されているところを鑑みると、作成又は取得していないとまで言えない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所は、本件開示申出に係る文書を探索したところ、最高裁判所内には存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、本件開示申出に係る文書について、インターネット上を検索 し調査した結果、「大阪高裁民事部の主任決議集(令和3年3月15日改訂)」 と称する文書が公開されていることから、作成又は取得していないとまでは言 えないと主張する。

この点、本件開示申出に係る文書は、大阪高等裁判所民事部が作成した文書であると推測されるところ、同文書は最高裁判所が取得する必要のない文書であるため、最高裁判所が同文書を作成又は取得していないと判断したことは相当であり、苦情申出人の主張する文書がインターネット上に公開されていることは、原判断の相当性に影響を与えるものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和5年8月10日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年12月15日 審議

④ 令和6年1月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出に係る文書が、大阪高等裁判所民事部が作成した文書であると推測されるもので、最高裁判所が取得する必要のない文書であるため、最高裁判所が同文書を作成又は取得していないと判断したことは相当である旨説明するが、同説明の内容に特段不合理な点は見当たらない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 苦情申出人は、インターネット上を検索すると、PDFファイルとして「大阪高裁民事部の主任決議集(令和3年3月15日改訂)」と称する文書が公開されているため、作成又は取得していないとはいえない旨主張するが、仮に上記文書が存在したとしても、最高裁判所が取得する必要のある性格のものとは認められず、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないとする最高裁判所事務総長の説明に不合理な点のないことは前記のとおりである。

3 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を 保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審査委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	門	П	正	人
委			長	戸	雅	子